

平成29年4月28日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年3月分)について

平成29年3月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年3月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成29年3月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが94件、平成27年度が31件、平成26年度が5件、平成25年度以前が191件、合計321件(市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた36件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な293件及びシステム事故1件について、一覧で事象をお示ししています。

〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	176	2	0	2	2(1)	2	6	5	21(10)	63(31)	279(42)
割合	54.8%	0.6%	0.0%	0.6%	0.9%	0.6%	1.9%	1.6%	9.7%	29.3%	100.0%

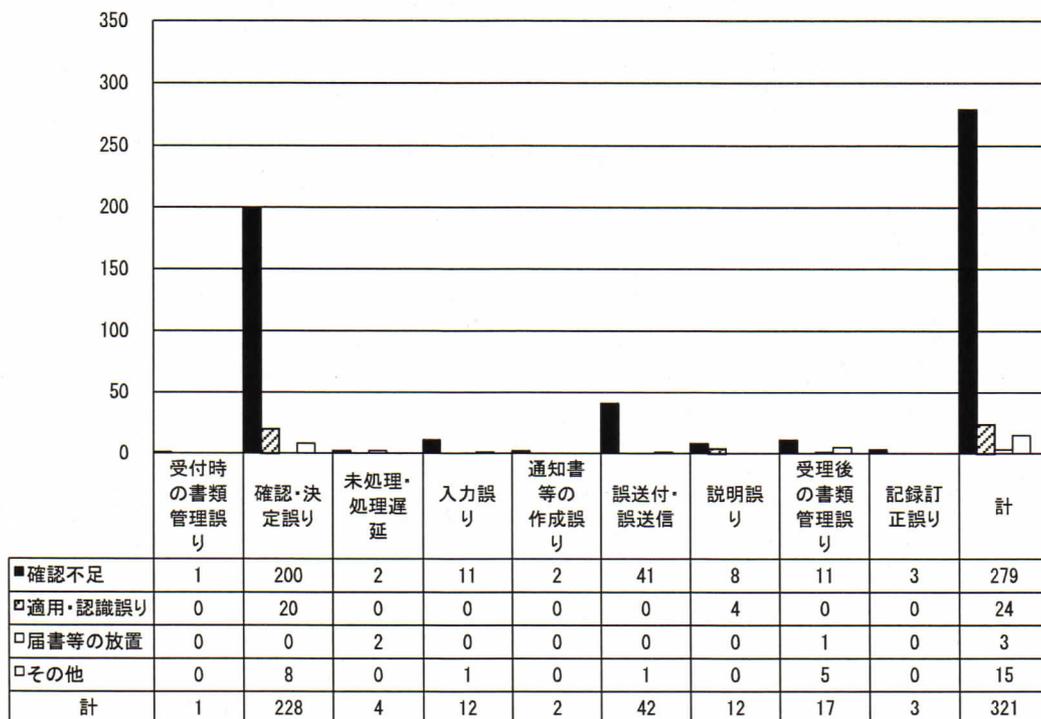
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

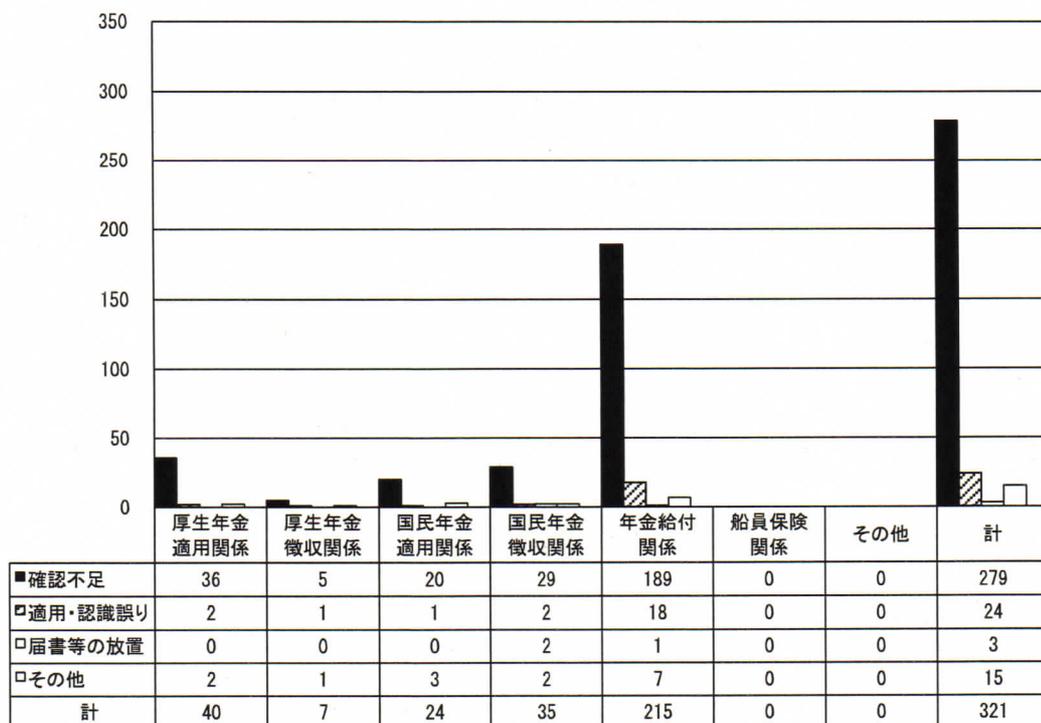
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



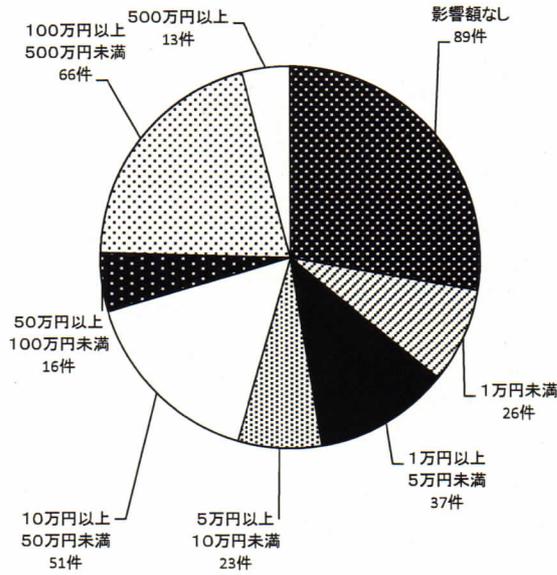
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

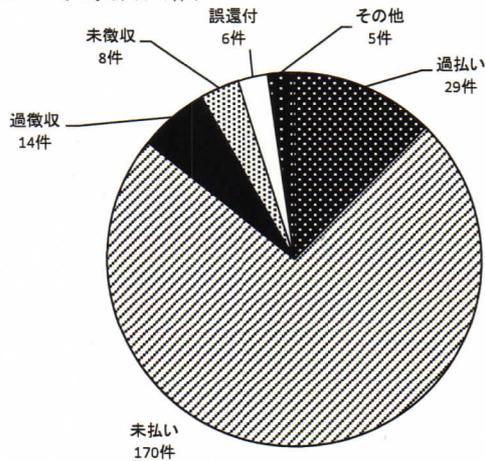


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	31	3	17	21	17	0	0	89
1万円未満	0	0	4	4	18	0	0	26
1万円以上 5万円未満	3	0	2	4	28	0	0	37
5万円以上 10万円未満	3	2	0	3	15	0	0	23
10万円以上 50万円未満	2	0	0	1	48	0	0	51
50万円以上 100万円未満	0	0	1	0	15	0	0	16
100万円以上 500万円未満	1	1	0	2	62	0	0	66
500万円以上	0	1	0	0	12	0	0	13
計	40	7	24	35	215	0	0	321

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	29件	25,375,001	875,000
未払い	170件	257,496,785	1,514,686
過徴収	14件	2,126,041	151,860
未徴収	8件	1,648,653	206,081
誤還付	6件	8,718,282	1,453,047
その他	5件	6,597,683	1,319,536
計	232件	301,962,445	1,301,562

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未払いと過払い	1件	3,805,893
過払いと誤還付	1件	529,145
未払いと過徴収	1件	833,519
過徴収と未徴収	2件	1,429,126

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	233件	72.6%
外部	88件	27.4%
計	321件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2017年3月10日	後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知の受入エラー	110名	なし	0

○日本年金機構の平成29年3月分の事務処理誤り一覧(1～31ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～35
2. 厚生年金徴収関係	5P	整理番号 36～39
3. 国民年金適用関係	6P	整理番号 40～62
4. 国民年金徴収関係	9P	整理番号 63～91
5. 年金給付関係	13P	整理番号 92～293

○システム事故等一覧(32ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2016年 2月8日	2016年 2月26日	○担当部署において処理済の届書を確認したところ、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
2		入力誤り	東京	事務センター	2015年 11月20日	2015年 12月28日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について資格取得年月日を誤って入力していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1事業所 1名	未徴収	61,485
3			群馬	高崎広域 事務センター	2017年 1月6日	2017年 1月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について資格取得年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1事業所 1名	なし	0
4			滋賀	事務センター	2015年 4月13日	2016年 1月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1事業所 1名	未徴収	442,362
5	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2016年 10月18日	2016年 11月28日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、誤って補正した報酬月額に基づき標準報酬月額を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
6	賞与支払届の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2016年 4月28日	2016年 12月6日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に標準賞与額の入力を誤ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 4名	過徴収	11,831
7			愛媛	事務センター	2015年 12月18日	2016年 1月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の処理時に標準賞与額の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1事業所 1名	未徴収	56,016
8		説明誤り	東京	千代田	2016年 12月2日	2016年 12月13日	○事業所から問合せがあり、月の途中に退職再雇用となる場合の賞与にかかる保険料控除について相談を受けた際に、資格喪失月の1日から退職日まで支払われた賞与については保険料が生じないところ、保険料が生じると誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、月の途中に退職再雇用となる場合の保険料について再度周知し、適切な説明を行うことを徹底しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	70歳以上被用者関連届書の誤り	確認・決定誤り	岩手	事務センター	2016年 4月5日	2016年 7月5日	○内部点検により、70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届の審査時に確認が不足し、2枚提出された届書を同一人の届書だと誤認し処理が漏れたため、年金の調整が正しく行われず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	46,025
10		入力誤り	福井	事務センター	2016年 10月5日	2016年 12月22日	○お客様から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届について標準報酬月額相当額を誤って入力したため、正しく年金が調整されず未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	未払い	134,559
11	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2016年 4月6日	2016年 5月26日	○担当部署において二以上事業所勤務者の記録を確認したところ、70歳以上被用者不該当届の審査時に二以上事業所勤務者であることの確認が不足し、不該当届の処理後に一般被保険者として処理すべき70歳以上被用者該当届の処理が漏れたため、正しく年金が調整されず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,081,012
12			山口	萩	2016年 8月8日	2016年 11月25日	○担当部署において二以上事業所勤務者の記録を確認したところ、算定基礎届の審査時に確認が不足し、誤った按分率で保険料を決定したため、未徴収と過徴収の保険料が発生していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は徴収し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	4事業所 1名	その他	23,860
13			静岡	島田	2016年 9月27日	2016年 9月29日	○社会保険労務士から問合せがあり、封入・封緘時の確認が不足し、二以上事業所勤務者の標準報酬決定通知書について、対象の被保険者が事業主である他の事業所あてに送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	なし	0
14	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	秋田	事務センター	2016年 10月17日	2016年 11月24日	○事業所から問合せがあり、育児休業期間の延長にかかる育児休業取得者申出書の審査時に確認が不足し、従前の育児休業期間について終了の処理を行うべきところ誤って取消の処理を行ったため、誤った保険料が告知されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
15		入力誤り	宮崎	事務センター	2016年 10月14日	2017年 1月5日	○事業所から問合せがあり、健康保険被扶養者(異動)届について被扶養者の生年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金適用関係届書の誤り	説明誤り	東京	千代田	2016年 9月26日	2016年 11月1日	○事業所から問合せがあり、特定適用事業所についての相談を受けた際に事業所記録の確認が不足し、特定適用事業所該当年月日を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、特定適用事業所について相談を受けた際は、事業所記録の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
17			石川	金沢南	2016年 9月8日	2016年 9月8日	○お客様から問合せがあり、窓口での年金手帳再交付にあたり必要な本人確認書類について、本人確認書類として使用できない書類であるにもかかわらず、使用できると誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、本人確認書類として使用できる書類について再度周知し、適切な説明を行うことを徹底しました。	1名	なし	0
18			京都	中京	2016年 12月8日	2016年 12月19日	○事業所から問合せがあり、届書の審査時に事業所記録の確認が不足し、事業所所在地・名称変更届が提出済であるにもかかわらず、提出するよう説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、審査時の事業所記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
19	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域 事務センター	2016年 6月10日	2016年 6月13日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士及び事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	8事業所 31名	なし	0
20			福井	事務センター	2016年 11月14日	2016年 11月15日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 4名	なし	0
21			宮崎	事務センター	2016年 11月21日	2016年 11月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の厚生年金保険被用者一覧表を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金保険被用者一覧表を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 10名	なし	0
22			宮城	仙台広域 事務センター	2016年 6月6日	2016年 6月30日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の厚生年金保険被用者一覧表を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金保険被用者一覧表を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 1名	なし	0
23			神奈川	事務センター	2016年 6月20日	2016年 6月28日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の70歳到達(予定)者リストを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した70歳到達(予定)者リストを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 1名	なし	0
24			静岡	浜松西	2016年 9月頃	2016年 10月4日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の70歳到達(予定)者リストを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した70歳到達(予定)者リストを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 1名	なし	0
25	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2016年 8月18日	2016年 8月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
26	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	事務センター	2016年 2月8日	2016年 2月10日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 1名	なし	0		
27			愛知	事務センター	2016年 8月19日	2016年 8月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬改定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬改定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 7名	なし	0		
28			兵庫	須磨	2016年 10月11日	2016年 10月14日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 1名	なし	0		
29			広島	広島広域 事務センター	2016年 10月25日	2016年 11月2日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 2名	なし	0		
30			東京	東京広域 事務センター	2016年 8月4日	2016年 8月8日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 2名	なし	0		
31			京都	事務センター	2016年 11月2日	2016年 11月7日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0		
32			長野	小諸	2016年 5月25日	2016年 5月31日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 4名	なし	0		
33			東京	東京広域 事務センター	2016年 5月17日	2016年 5月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所に勤務している被保険者の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 1名	なし	0		
34			厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	東京	江戸川	2016年 9月14日	2016年 9月26日	○内部点検により、提出された資格喪失届等が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
35				受理後の書類管理誤り	香川	事務センター	2016年 4月11日	2016年 4月25日	○事業所から問合せがあり、提出された資格取得届が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格取得届を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 4名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
36	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	機構本部	事業推進統括部	2016年10月1日	2016年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所から問合せがあり、保険料等還付請求書処理時の還付データを登録する際に確認が不足し、誤った金額で登録を行い還付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付金データ登録時の確認を徹底するよう周知しました。 	11事業所	誤還付	8,450,022
37			青森	事務センター	2016年7月7日	2016年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○担当部署で届書の確認をしたところ、委託業者が届書を仕分けする際に確認が不足し、「厚生年金保険料等の調整・還付について」が他の届書に混入していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。 	1事業所	なし	0
38			大阪	大手前	2017年1月18日	2017年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○担当部署で収納処理を行ったところ、窓口で保険料を徴収する際の確認不足により、納入告知日前である保険料の納付書を作成し、徴収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料徴収時の確認を徹底するよう周知しました。 	1事業所	過徴収	78,083
39	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2013年10月1日	2016年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○担当部署で二以上事業所勤務者の記録を確認したところ、保険料の登録処理時に保険料額を誤って登録したため、未徴収と過徴収の保険料が発生していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料登録時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	2事業所	その他	1,405,266

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
40	国民年金資格取得届の誤り	入力誤り	福井	福井	2017年 1月4日	2017年 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村から連絡があり、年金記録の確認不足により、誤った資格取得日を登録したため、不要な納付書等が発行されていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●担当部署において、審査時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1名	なし	0
41	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2015年 8月12日	2016年 11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失処理を行い、納付済期間として残すべき保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付した保険料を返納していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	誤還付	450
42	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	熊谷	2015年 8月28日	2016年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金相談時に年金記録を確認したところ、担当者の確認不足により、老齢年金の受給権が発生しているにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入及び後納申込の手続を案内し、保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入及び後納申込の取消処理後、過徴収となっていた保険料を還付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	その他	833,519
43			大阪	淀川	2013年 12月18日	2017年 1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金相談時に年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書の処理時に厚生年金被保険者記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢年金の受給資格を取得するための期間が不足していることが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未徴収	16,260
44			静岡	沼津	2011年 6月6日	2016年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金相談時に年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書の処理時に厚生年金被保険者記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢年金の受給資格を取得するための期間が不足していることが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。納付いただいた保険料について、後日前納保険料との差額を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	過徴収	320
45			秋田	鷹巣	1986年 2月20日	2016年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続きの案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。 	1名	なし	0
46			愛知	豊田	2016年 11月25日	2016年 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、担当者の認識誤りにより資格喪失要件を満たしていないお客様に資格喪失予定日を登録し、前納で納付したため、本来納付すべき保険料額に差異が生じたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。年金記録の訂正処理を行い、正しい保険料額で再度納付していただきました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。 	1名	未徴収	16,450

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
47	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	島根	出雲	2016年 3月25日	2016年 5月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入による1年前納が可能であったにもかかわらず、説明を誤ったことにより、前納保険料額での納付ができなかったことが判明しました。 ●担当部署より、お客様にお詫びの上説明しました。納付いただいた保険料について、後日1年前納保険料との差額を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	過徴収	590
48			京都	下京	2016年 4月4日	2016年 8月3日	○事務センターから連絡があり、担当者の認識誤りにより、60歳以上の国民年金任意加入者が海外転出をする場合に、任意加入資格喪失となること、当該案内をせずに、継続して任意加入期間としていたことが判明しました。 ●担当部署より、お客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49			奈良	奈良	2015年 10月26日	2016年 1月13日	○お客様から問い合わせがあり、国民年金任意加入の申出を受理する際、納付書による前納制度の説明がなかったため、前納できなかったことが判明しました。 ●担当部署より、お客様にお詫びの上説明しました。納付いただいた保険料について、後日前納保険料との差額を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	過徴収	610
50	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2015年 12月9日	2016年 4月1日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った基礎年金番号で住所異動届を提出し、機構において処理したため、国民年金保険料クレジット納付額通知書が誤って発送されていたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。年金記録の訂正処理を行い、誤って送付した国民年金保険料クレジットカード納付額通知書を回収しました。 ●市町村から本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	なし	0
51			広島	広島西	2016年 4月1日	2016年 6月21日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った基礎年金番号で住所異動届を提出し、機構において処理したため、国民年金保険料納付受託業者から「国民年金保険料納付状況のご案内」が誤って発送されていたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。年金記録の訂正処理を行い、誤って送付した「国民年金保険料納付状況のご案内」を回収しました。 ●市町村から本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	なし	0
52			兵庫	明石	2016年 4月頃	2016年 6月23日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った基礎年金番号で住所異動届を提出し、機構において処理したため、国民年金保険料追納勧奨状が誤って発送されていたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。年金記録の訂正処理を行い、誤って送付した国民年金保険料追納勧奨状を回収しました。 ●市町村から本人確認を徹底すると報告がありました。	4名	なし	0
53	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	兵庫	事務センター	2016年 2月16日	2016年 2月16日	○年金事務所から連絡があり、「国民年金第1号被保険者への資格取得処理のお知らせ」について、問合せ先を誤って作成し送付していたことが判明しました。 ●問合せ先を正しい情報に訂正し、再度該当者に送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	8名	なし	0
54	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域事務センター	2016年 12月9日	2016年 12月12日	○社会保険労務士から連絡があり、委託業者の確認不足により、委託契約を行っていない事業所の年金手帳が誤って発送されていたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した年金手帳を回収しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
55	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	徳島	事務センター	2016年 5月13日	2016年 5月16日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時に確認が不足し、国民年金第3号被保険者該当届に他のお客様の納付記録の記載された用紙が混在したまま送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した用紙を回収しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
56			兵庫	事務センター	2016年 4月27日	2016年 5月2日	○社会保険労務士から連絡があり、委託業者の確認不足により、依頼された国民年金第3号被保険者住所変更届の写しとは異なる届書の写しが送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した届書の写しを回収し、本来送付すべき届書の写しをお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1事業所 2名	なし	0
57			千葉	木更津	2016年 10月14日	2016年 10月14日	○年金相談時に、年金記録の確認不足により、他のお客様の年金記録照会回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収し、本来交付すべき回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
58			福岡	福岡広域 事務センター	2016年 10月頃	2016年 11月4日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、他のお客様の年金手帳が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した年金手帳を回収しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2名	なし	0
59	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	宮城	石巻	2016年 11月7日	2016年 11月15日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除理由該当届を再度提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
60			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 4月頃	2016年 6月28日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金第3号被保険者資格取得届が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者が事業主及びお客様にお詫びの上説明しました。国民年金第3号被保険者資格取得届を再度提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
61			福岡	博多	2016年 10月27日	2016年 12月14日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金第3号被保険者資格取得届が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付し、国民年金第3号被保険者資格取得届の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
62			千葉	木更津	2016年 8月頃	2016年 8月25日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金被保険者資格取得届が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金被保険者資格取得届を再度提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
63	国民年金付加保険料 申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2011年 5月30日	2016年 4月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届書受付時に、付加保険料の納付意思を確認すべきところ、確認が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付し、付加保険料納付書を送付しました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
64	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜南	2015年 10月26日	2016年 7月27日	○内部点検により、国民年金後納保険料納付申出書受付時の確認が不足し、後納対象外の期間にかかる納付書を発行し、後納保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	980
65	国民年金保険料クレ ジットカード納付(変更) 申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	中福岡	2015年 12月頃	2016年 6月2日	○お客様から問合せがあり、クレジットカードの有効性が確認できなくなった際に、引続きクレジットカードによる納付意思の有無について確認の案内を行わなかったため、国民年金保険料クレジットカード納付申出書の提出が行われず、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の再提出が必要となるお客様には適切な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
66	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤 り	確認・決定誤り	青森	弘前	2007年 10月31日	2016年 3月9日	○市町村から連絡があり、障害厚生年金3級を受給している方は国民年金保険料の法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,025,400
67			秋田	秋田	2006年 6月5日	2016年 5月12日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、免除期間となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	76,490
68			千葉	幕張	2005年 3月3日	2016年 7月19日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除理由該当届を提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,688,700
69			東京	世田谷	2004年 11月頃	2016年 7月21日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を提出していただき、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	30,280
70	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	確認・決定誤り	機構本部	近畿地域部	2016年 7月4日	2016年 8月23日	○内部点検により、国民年金保険料口座振替申出書について、誤って処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、該当期間の納付書を送付しました。 ●担当部署において、電話相談時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71			東京	文京	2015年 9月25日	2016年 8月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替申出書を処理する際に、誤った金融機関コードで処理したため、口座振替が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。該当期間を納付書で納付いただくとともに、口座振替との差額を還付しました。 ●担当部署において、処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	600

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
72	国民年金保険料還付 充当処理の誤り	確認・決定誤り	大分	佐伯	1991年 8月3日	2016年 3月17日	○内部点検により、国民年金任意加入期間であるべきところ、誤って国民年金第3号被保険者期間として処理したため、納付済期間が還付となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	217,940
73			熊本	熊本東	1992年 9月25日	2015年 9月11日	○内部点検により、国民年金保険料還付請求書の作成の際に、本来未納期間に充当すべき保険料の確認を漏らしたため、誤った金額で還付請求書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理における審査、確認を徹底することを周知しました。	1名	過徴収	73,250
74	国民年金徴収関係の 誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2013年 11月6日	2016年 8月18日	○機構本部から連絡があり、担当部署の確認不足により、延滞金額が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	82,150
75	国民年金徴収関係通 知書等の作成誤り	通知書等の作成 誤り	秋田	鷹巣	2016年 9月21日	2016年 10月11日	○担当部署で点検を行っていたところ、担当者の確認不足により、誤った連帯納付義務者を記載した督促状が送付されたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい督促状を送付しました。 ●担当部署において、処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
76	国民年金徴収関係届 書等の送付誤り	誤送付・誤送信	機構本部	東北地域 第一部	2016年 2月8日	2016年 3月23日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特別催告状に他のお客様の納付書が混在し、送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
77			山梨	甲府	2016年 5月14日	2016年 5月14日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、他のお客様の国民年金保険料口座振替辞退申出書の控えが送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した申出書の控えを回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
78			東京	中野	2015年 8月21日	2015年 12月4日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により他のお客様の納付書を交付し、保険料をお支払いいただいた結果、他のお客様が二重納付したものと判断し、保険料をお返ししていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した納付書を回収し、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	31,180
79			京都	中京	2016年 9月2日	2016年 9月5日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、追納申込書を送付する際に、他のお客様の被保険者記録照会回答票を同封の上送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した回答票を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
80			静岡	浜松東	2016年 10月頃	2016年 10月18日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、追納申込書を送付する際に、廃棄予定だった他のお客様の氏名等が記載済の返信用封筒を同封の上送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した返信用封筒を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
81	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	栃木	宇都宮西	2017年 1月17日	2017年 1月18日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、還付請求書を送付する際に、廃棄予定だった他のお客様の氏名等が記載済の返信用封筒を同封の上送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した返信用封筒を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
82			香川	高松広域 事務センター	2017年 1月18日	2017年 1月19日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時における委託業者の確認不足により、他のお客様の免除申請書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した免除申請書を回収しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2名	なし	0
83			機構本部	北関東・信越 地域第一部	2016年 2月24日	2016年 2月24日	○お客様から問合せがあり、訪問勧奨委託業者の確認不足により、他のお客様のお宅に不在連絡票を投函していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って投函した不在連絡票を回収しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2名	なし	0
84			栃木	宇都宮西	2016年 6月13日	2016年 6月15日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特別催告状に他のお客様の納付書が混在し、送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
85			茨城	事務センター	2016年 6月15日	2016年 6月17日	○年金事務所から連絡があり、委託業者の確認不足により、他のお客様の国民年金保険料免除通知書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●委託業者から再発防止策の提出がありました。	2名	なし	0
86	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	淀川	2015年 8月7日	2017年 1月20日	○市町村から連絡があり、市町村職員の認識誤りにより、国民年金保険料免除申請書が処理されず、役所内に保管されていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●市町村に対して、免除申請における取扱いの確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
87			三重	伊勢	2006年 6月14日	2016年 6月23日	○内部点検により、国民年金保険料免除申請書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88			受理後の書類管理誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2016年 11月25日	2016年 12月1日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、委託業者が受付した国民年金保険料免除申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	なし
89		岩手		盛岡	2016年 8月22日	2016年 12月6日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金保険料免除申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●市町村から、再発防止策について報告がありました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
90	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	宮城	仙台南	2016年 4月6日	2016年 7月21日	<p>○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除申請書の所在が不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再度提出していただき処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
91			東京	目黒	2016年 5月12日	2016年 5月20日	<p>○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料口座振替申出書の所在が不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付し、振替口座の登録処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
92	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	1982年 12月23日	2014年 6月13日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	90,991
93			神奈川	厚木	1981年 2月1日	2015年 12月25日		1名	未払い	21,750
94			神奈川	厚木	1983年 4月1日	2015年 12月25日		1名	未払い	18,375
95			神奈川	横浜南	1997年 4月14日	2014年 2月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	178,415
96			広島	福山	1998年 1月15日	2015年 12月9日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	55,651
97			滋賀	彦根	1997年 11月6日	2016年 2月4日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	484,882
98			岡山	岡山東	1977年 1月25日	2015年 8月7日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険の被保険者期間の登録を誤ったため、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	993,931
99			東京	足立	1992年 6月18日	2014年 9月2日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録がある場合は船員保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って旧厚生年金保険法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。旧厚生年金保険法の老齢年金の取消処理を行い、船員保険の老齢年金の決定を行いました。また、遺族厚生年金の訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	149,040
100			佐賀	武雄	1981年 7月頃	2016年 1月7日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録がある場合は船員保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って旧厚生年金保険法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。旧厚生年金保険法の老齢年金の取消処理を行い、船員保険の老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,267,769
101			岩手	事務センター	2008年 12月11日	2014年 1月31日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	302,496

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
102	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	1997年 8月21日	2014年 5月13日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,103,138
103			大阪	堺西	1979年 5月頃	2016年 3月4日	○事務センターから連絡があり、先発の老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,379,302
104			大阪	堺東	1976年 9月1日	2016年 1月20日	○機構本部から連絡があり、先発の老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	139,516
105			岐阜	美濃加茂	1980年 5月26日	2016年 1月22日	○機構本部から連絡があり、先発の老齢年金には登録されていた旧令共済組合期間について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	217,309
106			福岡	南福岡	1979年 1月1日	2015年 6月19日	○機構本部から連絡があり、先発の老齢年金には登録されていた旧令共済組合期間について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,490
107			奈良	奈良	1983年 9月14日	2015年 10月30日	○事務センターから連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	42,229
108			栃木	栃木	1984年 6月28日	2016年 1月13日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	28,788
109			北海道	新さっぽろ	1987年 8月頃	2015年 12月3日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,559
110			北海道	札幌西	1995年 9月7日	2015年 11月9日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	115,353
111			東京	江東	1986年 4月1日	2015年 1月30日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	911,071
112			熊本	本渡	1988年 3月頃	2016年 3月29日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	136,949

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
113	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	島根	松江	1983年 4月20日	2016年 6月13日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	118,301
114			島根	松江	1990年 6月20日	2015年 4月30日		1名	未払い	2,886,467
115			千葉	幕張	1982年 9月頃	2015年 9月10日		1名	未払い	20,111
116			兵庫	加古川	1994年 5月20日	2016年 10月14日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	過払い	430,884
117			東京	北	1986年 1月20日	2016年 3月16日		1名	未払い	2,253,921
118			広島	広島東	1984年 3月1日	2014年 7月25日	○記録判明に伴い記録確認を行っていたところ、被保険者期間を1月多く含め退職改定処理を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	2名	過払い	99,240
119			入力誤り	機構本部	支払部	2016年 5月11日		2016年 6月16日	○年金事務所から連絡があり、障害者特例に該当した年月日の登録を誤って、年金額の改定処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名
120		老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	1992年 1月23日	2014年 11月27日	○機構本部から連絡があり、受給権発生年月日を誤り加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
121	愛媛			松山西	2001年 12月頃	2016年 7月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。		1名	過払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
122	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	1989年 11月9日	2016年 8月23日	○年金相談時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	54,102
123	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	岩手	宮古	1981年 2月14日	2015年 10月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	154,500
124			高知	幡多	1982年 4月21日	2015年 3月20日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	426,846
125			香川	高松東	1985年 2月27日	2016年 4月26日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,930,413
126			静岡	浜松東	1989年 12月14日	2016年 6月3日		1名	未払い	2,324,697
127			山口	下関	1973年 6月頃	2014年 7月30日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,166
128			山口	下関	1975年 3月14日	2015年 7月24日		1名	未払い	720,716
129			北海道	小樽	1979年 5月1日	2016年 3月22日		1名	未払い	648,813
130			香川	善通寺	1985年 1月頃	2016年 9月5日		1名	未払い	2,649,578
131			老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	城東	2003年 3月13日	2014年 10月17日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名
132	神奈川	横浜西			2005年 9月29日	2012年 5月14日		1名	過払い	1,438,277
133	福岡	久留米			1988年 6月23日	2014年 4月10日	○機構本部から連絡があり、共済組合期間の確認不足により、受給権発生日月の誤り及び共済組合に移管済みの厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	399,307
134	三重	津			1978年 9月20日	2015年 6月30日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済記録の算入を漏らし、通算老齢年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	190,222

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
135	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	一関	2004年 7月15日	2015年 12月9日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	284,733
136			青森	むつ	1986年 5月頃	2013年 6月24日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済組合記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,799
137			福井	武生	1993年 7月29日	2016年 6月3日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,117,646
138	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	京都	舞鶴	1986年 9月10日	2016年 1月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,479
139			青森	弘前	1983年 10月1日	2016年 4月8日	○機構本部からの連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	826,411
140			茨城	事務センター	1986年 4月16日	2016年 6月1日	○機構本部からの連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,050
141			徳島	阿波半田	1993年 8月5日	2015年 12月2日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,392
142			徳島	阿波半田	1995年 11月22日	2015年 12月28日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく旧国民年金法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	25,466
143			東京	新宿	1985年 12月12日	2013年 5月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく旧国民年金法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	509,829

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
144	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	1997年 4月1日	2013年 6月17日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の重複期間の訂正時に確認不足から老齢年金の取消及び通算老齢年金の決定がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の取消及び通算老齢年金の決定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,847,038
145	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	高知	幡多	1993年 1月20日	2016年 4月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,929,402
146			岩手	一関	1989年 6月22日	2016年 2月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,040,793
147			三重	津	1993年 4月4日	2016年 6月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,959,095
148			愛媛	今治	1995年 12月頃	2016年 1月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,121,562
149			秋田	事務センター	2015年 4月16日	2016年 4月25日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	94,140
150			佐賀	唐津	1992年 3月19日	2016年 4月26日	○内部点検により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,501,290
151			北海道	新さっぽろ	1995年 11月16日	2015年 11月24日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,872,850
152			岐阜	多治見	1984年 4月頃	2015年 12月24日		1名	未払い	875,769
153			鳥取	米子	1997年 3月27日	2016年 7月12日		1名	未払い	2,797,235

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
154	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	1995年 10月5日	2016年 8月22日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,215,936
155			神奈川	小田原	1992年 3月5日	2013年 4月19日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	981,000
156	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2010年 6月5日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	712,893
157			茨城	事務センター	2008年 2月14日	2016年 7月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,079,692
158			京都	中京	2009年 8月11日	2016年 10月12日	○お客様から問合せがあり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	850,558
159	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	1985年 9月1日	2015年 7月17日	○記録判明に伴い記録確認を行ったところ、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	97,370
160			神奈川	小田原	1979年 9月1日	2015年 3月27日	○機構本部からの連絡により、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	55,912
161			三重	四日市	1981年 7月頃	2015年 12月28日	○機構本部からの連絡により、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	47,428
162			大阪	吹田	1987年 1月頃	2015年 12月28日	○機構本部からの連絡により、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	503,085
163			大阪	守口	1984年 9月頃	2016年 1月15日	○機構本部からの連絡により、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	121,612
164			東京	板橋	1984年 10月1日	2016年 1月25日	○機構本部からの連絡により、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	497,008

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
165	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	1983年 11月1日	2016年 1月29日	○機構本部からの連絡により、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	488,979
166			福岡	南福岡	1979年 6月頃	2016年 2月1日		1名	未払い	26,463
167			福岡	南福岡	1984年 3月頃	2016年 2月1日		1名	未払い	81,954
168			徳島	徳島北	1980年 11月6日	2016年 2月2日		1名	未払い	36,610
169			静岡	三島	1981年 9月1日	2016年 2月25日		1名	未払い	46,760
170			長野	長野北	1976年 11月頃	2016年 2月29日		1名	未払い	303,072
171			福島	平	1978年 7月頃	2016年 3月1日		1名	未払い	62,032
172			岡山	倉敷東	1982年 9月1日	2016年 5月26日		1名	未払い	53,594
173			兵庫	明石	1995年 8月20日	2016年 9月29日		1名	未払い	8,306
174			在職時の年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並		1980年 6月20日	2016年 2月17日	○事務センターからの連絡により、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。
175	神奈川	港北			1981年 8月頃	2015年 3月27日	1名	未払い	478,550	
176	岡山	岡山西			1976年 10月頃	2015年 11月27日	1名	未払い	309,942	
177	群馬	前橋			1980年 2月1日	2015年 12月1日	1名	未払い	174,812	
178	北海道	北見			1980年 5月1日	2015年 12月17日	1名	未払い	11,792	
179	神奈川	横浜南			1977年 7月頃	2015年 12月25日	1名	未払い	34,726	
180	新潟	長岡			1979年 8月1日	2016年 2月3日	1名	未払い	367,018	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
181	在職時の年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	1982年 11月1日	2016年 2月12日	○機構本部からの連絡により、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	376,115	
182			京都	中京	1984年 1月20日	2016年 2月18日		1名	未払い	47,030	
183	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	機構本部	支払部	2015年 11月1日	2016年 2月18日	○年金事務所からの連絡により、繰下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	122,718	
184			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 3月10日	2016年 12月19日		○街角の年金相談センターより問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時における入力項目の記載の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	348,885
185	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	1995年 2月1日	2016年 2月16日	○機構本部からの連絡により、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り寡婦加算を加算せず遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,035,667	
186			長野	長野北	1989年 1月6日	2014年 6月16日		○担当部署で記録確認を行ったところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	645,394
187			北海道	新さっぽろ	1997年 2月6日	2014年 12月25日		○お客様から問合せがあり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,976
188			愛知	刈谷	1989年 12月4日	2015年 11月27日		○機構本部からの連絡により、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	444,207
189			広島	広島西	1984年 9月13日	2015年 2月3日			1名	未払い	12,178
190			鹿児島	川内	1989年 1月頃	2014年 3月20日		○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	7,344,110

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
191	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大分	別府	1984年 8月頃	2015年 11月17日	○事務センターからの連絡により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り通算老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,210,094
192			青森	青森	1990年 4月5日	2015年 5月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、遺族共済年金受給権者であることの確認不足のため、お客様にとって不利な短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,198,658
193			秋田	事務センター	2016年 4月14日	2016年 6月1日	○共済組合から問合せがあり、遺族共済年金に寡婦加算が加算されているにもかかわらず、誤って遺族厚生年金に寡婦加算をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金に加算される寡婦加算の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	57,789
194			茨城	事務センター	2016年 1月28日	2016年 2月26日	○機構本部から連絡があり、寡婦年金の受給要件の確認不足により、年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、寡婦年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,450
195			静岡	浜松西	2015年 7月17日	2016年 3月28日	○労働基準監督署から問合せがあり、再婚時に再婚相手と養子縁組していた子について遺族厚生年金が受給できるにもかかわらず失権届を提出するよう説明し、誤って年金の失権の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。失権の処理を取消、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	328,400
196	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	機構本部	障害年金センター	2014年 9月4日	2016年 8月8日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書及び診断書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
197	所得状況届未提出者への勸奨後の事務処理不徹底	確認・決定誤り	機構本部	年金給付部	2012年 10月頃	2017年 1月27日	○担当部署で確認したところ、障害基礎年金の所得状況届が未提出となっている方について、勸奨を行って提出をお願いするところ、勸奨後の事務処理が不徹底であった結果、すでに提出があった場合でも障害基礎年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。すでに所得状況届の提出があったお客様については、年金の差止解除を行い、平成29年3月にお支払いしました。 ●担当部署において、所得状況届の勸奨にかかる事務処理について各拠点で再確認を行いました。	6名	未払い	4,489,886
198	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	1997年 12月25日	2015年 6月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,826,598
199			福井	敦賀	1996年 4月1日	2016年 1月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,238,583

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
200	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	1993年 3月11日	2016年 4月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,148,973
201			東京	江東	1992年 5月20日	2016年 5月24日		1名	未払い	4,505,535
202			群馬	前橋	1996年 4月24日	2016年 6月30日		1名	未払い	4,065,993
203			岐阜	多治見	1997年 9月15日	2016年 7月8日		1名	未払い	2,631,082
204			兵庫	姫路	1993年 9月16日	2016年 7月8日		1名	未払い	4,674,299
205			大阪	平野	1994年 8月3日	2016年 7月22日		1名	未払い	1,505,657
206			栃木	宇都宮西	1990年 9月13日	2016年 7月29日		1名	未払い	4,271,967
207			鳥取	鳥取	1991年 1月31日	2016年 8月1日		1名	未払い	4,539,937
208			大阪	守口	1995年 10月19日	2016年 8月8日		1名	未払い	3,575,676
209			山形	寒河江	1992年 10月3日	2016年 9月14日		1名	未払い	5,270,476
210			滋賀	事務センター	1989年 8月2日	2016年 7月25日		1名	未払い	3,601,623
211	北海道	帯広	1994年 12月13日	2016年 9月7日	1名	未払い	4,591,903			
212	大阪	城東	2000年 6月29日	2016年 10月12日	1名	未払い	1,633,287			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
213	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	1991年 11月30日	2016年 8月30日	○街角の年金相談センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,549,786		
214			福岡	久留米	1996年 10月23日	2016年 7月29日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,719,248		
215			東京	八王子	1991年 6月23日	2016年 8月17日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,996,451		
216			広島	呉	1988年 3月頃	2016年 9月30日		1名	未払い	5,639,933		
217			埼玉	浦和	1993年 8月5日	2014年 11月21日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,522,689		
218			京都	京都南	1990年 7月頃	2016年 3月14日		1名	未払い	3,714,064		
219			秋田	鷹巣	1989年 5月18日	2016年 3月31日		1名	未払い	5,492,107		
220			神奈川	港北	1995年 5月30日	2016年 7月22日		1名	未払い	3,870,373		
221			山形	山形	1993年 8月10日	2016年 7月25日		1名	未払い	2,895,191		
222			神奈川	横浜南	1990年 12月5日	2016年 11月28日		1名	未払い	4,288,387		
223			配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	福島	会津若松	1992年 12月20日	2016年 5月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,893,983
224					大阪	天満	1992年 12月20日	2016年 6月17日		1名	未払い	5,501,288
225	静岡	静岡			1988年 7月頃	2016年 5月16日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,146,753		
226	島根	出雲			1995年 11月20日	2016年 1月12日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	890,161		
227	佐賀	唐津			1996年 10月31日	2016年 7月29日		1名	未払い	3,935,463		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
228	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	1993年 4月13日	2016年 5月12日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,599,397
229	再裁定の誤り	確認・決定誤り	埼玉	秩父	1990年 1月4日	2015年 11月27日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い通算老齢年金と老齢年金の再裁定を行うべきところ、通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	307,300
230			富山	富山	1995年 4月25日	2015年 7月7日	○担当部署において確認したところ、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	406,697
231			岩手	盛岡	1997年 4月24日	2015年 10月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,376,139
232			福岡	久留米	1996年 2月1日	2015年 11月19日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	444,468
233			神奈川	平塚	1997年 2月28日	2015年 12月7日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,762,031
234			神奈川	藤沢	2001年 4月5日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、老齢年金と遺族年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から老齢年金の再裁定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時における再裁定すべき年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,864,702

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
235	再裁定の誤り	確認・決定誤り	島根	松江	1983年 7月5日	2016年 3月4日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧法厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,233
236			滋賀	大津	1979年 6月頃	2016年 3月2日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧法厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,671
237			栃木	宇都宮西	1981年 12月31日	2016年 3月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金と障害年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から障害年金の再裁定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時における再裁定すべき年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	327,350
238			静岡	三島	1999年 1月頃	2016年 1月14日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,484
239	年金選択の誤り	確認・決定誤り	機構本部	支払部	2009年 2月頃	2015年 10月20日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢基礎年金と障害基礎年金を併せて受給できないにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金と障害基礎年金の両方が支給されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,416,901
240	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2016年 7月28日	2016年 9月28日	○市役所から連絡があり、未支給年金の振込ができない貯蓄口座を振込先にした未支給年金請求書を受付及び処理したため、未支給年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に振込可能な口座について届出いただき、再度未支給年金の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時の審査並びに入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,366
241		入力誤り	機構本部	支払部	2016年 4月21日	2016年 6月20日	○年金事務所から連絡があり、未支給年金請求書の処理時に未支給年金請求者の氏名の登録を誤ったため、未支給年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	284,429
242		説明誤り	熊本	熊本東	2016年 6月10日	2016年 6月14日	○お客様から連絡があり、未支給年金請求に必要な添付書類について委託社会保険労務士が誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、添付書類を入手後、未支給年金の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
243	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	1966年 7月12日	2016年 5月31日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金審査時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,928
244			福島	東北福島	1962年 11月19日	2016年 4月19日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金審査時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	133
245	所得が未申告となっている方の確認漏れ	確認・決定誤り	機構本部	年金給付部	2011年 10月頃	2017年 1月27日	○担当部署で確認したところ、障害基礎年金の所得の審査において、所得が未申告のため市町村に申告を案内するところ、確認が不十分であったため、すでに申告されていた場合でも障害基礎年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。すでに所得状況届の提出があったことが確認できたお客様について、年金の差止解除を行い、平成29年3月にお支払いしました。 ●担当部署において、所得の未申告者等の確認を徹底するよう各拠点に周知しました。	11名	未払い	8,288,263
246	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 10月25日	2017年 1月26日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	143,018
247	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	千葉	木更津	2013年 6月27日	2016年 5月31日	○他の年金事務所より連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたことから納付済みの国民年金保険料を誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	2,750
248			青森	青森	1994年 4月20日	2016年 7月14日	○事務センターより連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
249			愛知	豊田	2015年 8月14日	2016年 1月20日	○機構本部からの連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料及び過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	529,145
250	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	1986年 4月1日	2015年 9月29日	○機構本部からの連絡により、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	245,685
251			神奈川	横浜西	1980年 6月1日	2015年 12月10日		1名	未払い	16,035
252			大阪	吹田	1980年 6月頃	2015年 12月28日		1名	未払い	121,025

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
253	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	大分	大分	1986年 6月20日	2016年 1月5日	○機構本部からの連絡により、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	143,226
254			滋賀	彦根	1979年 6月1日	2016年 1月29日		1名	未払い	121,046
255			岐阜	大垣	1980年 6月1日	2016年 2月2日		1名	未払い	173,450
256			大阪	天王寺	1980年 6月頃	2016年 2月19日		1名	未払い	35,295
257			徳島	徳島北	1979年 6月1日	2016年 2月22日		1名	未払い	7,715
258			東京	杉並	1986年 6月20日	2016年 3月14日		1名	未払い	5,172
259	支給停止基準額の変更に伴う年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	1986年 4月1日	2015年 10月9日	○機構本部からの連絡により、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,698
260			鳥取	米子	1986年 4月1日	2015年 11月2日		1名	未払い	9,202
261			岐阜	岐阜南	1986年 4月頃	2015年 12月28日		1名	未払い	3,773
262			島根	出雲	1986年 4月頃	2015年 12月28日		1名	未払い	6,635
263			宮城	石巻	1976年 7月1日	2016年 1月15日		1名	未払い	45,399
264			栃木	栃木	1978年 6月1日	2016年 1月18日		1名	未払い	56,800
265			栃木	栃木	1976年 8月1日	2016年 1月20日		1名	未払い	2,747
266			千葉	木更津	1972年 4月1日	2016年 1月25日		1名	未払い	22,907
267			福井	福井	1979年 6月1日	2016年 1月29日		1名	未払い	11,533
268			東京	文京	1986年 4月1日	2016年 2月2日		1名	未払い	5,563
269			茨城	水戸南	1980年 8月頃	2016年 2月15日		1名	未払い	123,200
270			鹿児島	鹿屋	1986年 4月1日	2016年 2月16日		1名	未払い	23,913

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
271	年金の支払時期等の誤り	確認・決定誤り	岩手	事務センター	2015年 3月14日	2016年 6月28日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	285,749
272		説明誤り	神奈川	高津	2016年 12月16日	2016年 12月16日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に支払保留となっている年金の保留解除のための必要な手続きを説明すべきところ、説明をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	771,715
273	加給年金の誤り	確認・決定誤り	秋田	本荘	1991年 10月頃	2015年 4月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,347,458
274			秋田	大曲	2009年 5月20日	2016年 6月30日	○年金相談時の記録確認により、加給年金加算開始事由該当届の案内を漏らし、加給年金を加算しないまま年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金加算開始事由該当届を受け付け処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,088,000
275			機構本部	支払部	2010年 7月27日	2016年 1月14日	○担当部署において選択届の確認をしたところ、障害者特例該当による改定処理時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、加給年金額加算の入力を漏らしたことから、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,212,440
276			機構本部	支払部	2013年 8月15日	2016年 3月11日	○他の部署から連絡があり、配偶者の老齢年金が全額支給停止となったことから、加給年金額の支給停止の解除を行うべきところ、確認不足により支給停止解除を行わなかったため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,767
277			神奈川	港北	1996年 8月22日	2016年 1月28日	○機構本部から連絡があり、配偶者の生年月日を誤って登録したため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,489
278			機構本部	業務渉外部	2016年 2月15日	2016年 3月15日	○年金事務所から連絡があり、配偶者状態の確認不足により加給年金額停止の処理を漏らしたことから、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	292,574

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
279	年金見込額の誤り	説明誤り	福岡	直方	2016年 12月19日	2016年 12月19日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
280		誤送付・誤送信	大阪	枚方	2017年 1月6日	2017年 1月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
281	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	愛知	豊田	2016年 6月22日	2016年 6月28日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の受付時の確認不足により、お客様の受付控えを他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。 ●担当部署において、送付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
282			神奈川	事務センター	2016年 10月7日	2016年 10月11日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書にかかるお知らせ文書等について送付時の確認不足により、他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付したお知らせ文書等を回収し、正しいお知らせ文書等を交付しました。 ●担当部署において、送付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
283			神奈川	藤沢	2016年 11月1日	2016年 11月5日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の受付時の確認不足により、他のお客様の振込通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した振込通知書を回収し、正しい受付控えを送付しました。 ●担当部署において、送付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
284			機構本部	南関東地域 第二部	2016年 4月18日	2016年 5月11日	○市町村から問合せがあり、本来は機構内部で処理すべき文書を誤って市町村へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が市町村及びお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書は回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
285	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	川崎	2016年 12月14日	2016年 12月14日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金履歴回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金履歴回答票を回収し、正しい年金履歴回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
286			秋田	秋田	2016年 12月22日	2016年 12月22日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて年金相談時に、他のお客様の年金履歴回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金履歴回答票を回収し、正しい年金履歴回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
287	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	静岡	掛川	2013年 7月9日	2017年 1月25日	○お客様から問合せがあり、処理状態を確認したところ、年金請求書等が処理されずに保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、必要な処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管状況の確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	27名	その他	3,805,893

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
288	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延 受理後の書類管理誤り	青森	事務センター	2016年 6月22日	2016年 10月19日	○年金事務所から連絡があり、生計維持申立書及び年金選択申立書の原本を進達すべきところ、写しを進達し原本を保管していたことから未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署へ回付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,747,233
289			東京	杉並	2014年 9月12日	2016年 2月26日	○お客様から問合せがあり、旧令共済組合期間にかかる履歴申立書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。履歴申立書を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
290			愛知	名古屋北	2015年 7月3日	2016年 5月2日	○内部点検により、扶養親族申告書等が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
291			東京	杉並	2016年 6月10日	2016年 6月29日	○担当部署において届書を確認したところ、障害給付額改定請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害給付額改定請求書を再提出いただき処理が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うこと徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
292			三重	事務センター	2016年 4月15日	2016年 7月28日	○内部点検により、住民票コード登録申立書について、所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。登録処理は完了していました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
293			機構本部	支払部	2014年 8月頃	2015年 2月5日	○内部点検により、選択申立書が処理されず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択申立書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,169,044

システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知の受入エラー	2017年 3月10日	2017年 4月6日	<p>○市町村からの後期高齢者医療保険料の特別徴収の依頼128件のうち、110件がエラーとなったことにより、平成29年4月定期支払から特別徴収が開始されることが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●該当するお客様について、お詫びの文書を送付しました。 ●後期高齢者医療保険料の特別徴収の情報交換に係る仕様につきまして、システム改修を実施します。 ●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することとしました。 	110名	なし	0